

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	坂城町

## 坂城町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 商工農林課 農林整備係  
所在地 埴科郡坂城町大字坂城10050  
電話番号 0268-82-3111  
FAX番号 0268-82-8307  
メールアドレス [norin@town.sakaki.lg.jp](mailto:norin@town.sakaki.lg.jp)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	長野県 坂城町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜	33a 739千円
	いも類	13a 243千円
	果樹	30a 1,945千円
	水稲	5a 63千円
ニホンジカ	果樹	15a 559千円
	野菜	1a 61千円
	いも類	1a 50千円
	カラマツ	15a 138千円
ハクビシン	野菜	1a 73千円
ツキノワグマ	果樹	8a 437千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>イノシシについては、春先から慢性的に出没し農作物被害を出している。農業被害だけではなく、農地や農業用水路法面の掘起こし被害を出し、人家付近での出没も認められることから、人的被害の恐れもある。</p> <p>ニホンジカについては、リンゴの若芽の食害などの果樹被害が多く、山林内では植樹した若芽の食害が発生している。</p> <p>ツキノワグマについては、初夏から晩秋にかけて、ブドウやリンゴなどの果樹の被害が発生している。人里付近の出没もあるため、人的被害の恐れもある。</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	対象鳥獣	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	イノシシ	2,990千円	2,691千円
	ニホンジカ	670千円	603千円
	ハクビシン	73千円	65千円
	ツキノワグマ	437千円	393千円
被害面積	イノシシ	81 a	72 a
	ニホンジカ	17 a	15 a
	ハクビシン	1 a	0.9 a
	ツキノワグマ	8 a	7 a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元猟友会に駆除を委託し、罠及び銃による定期的な駆除を実施している。</li> <li>● 町民からの苦情に対して、猟友会と相談の上、駆除活動を随時行っている。</li> <li>● 駆除の要望があり、地元住民の協力が得られる場合は地域で集落捕獲隊を結成し、町猟友会とともに罠の見回り等の捕獲活動の一部を担っていただいている。</li> <li>● 有害鳥獣の被害状況確認については、町民・ながの農業協同組合等と協力して、随時連絡を取り合う体制をとっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有害鳥獣駆除員の人手不足と駆除の担い手である町猟友会員が高齢化しており、若者の会員確保。</li> <li>● イノシシなどの有害獣が、人里（農地及び宅地）へ出てこないようにするための対策。</li> <li>● ニホンジカ、ハクビシンは、年間の目標に対して十分な捕獲ができていないこと。</li> </ul>
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町の単独予算により、有害鳥獣から田畑を守るための電気柵・金網柵等の設置費用について1/3補助の制度がある。</li> <li>● 国の補助金等を活用し、集落ごとに広い範囲で有害獣侵入防止柵を設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気柵・金網柵等の設置費用について町補助金制度を利用して、農業者の方が設置した資材の維持管理が十分にできていないこと。</li> <li>● 集落ごとに広い範囲で有害獣侵入防止柵を設置するには、協</li> </ul>

		議会（自治会）に設置と維持管理の大きな労力が伴うので、設置の必要性を理解して合意形成を図ること。
生息環境管理その他の取組	● 生息環境管理の取組として、山林と農地や宅地との住み分けのため、有害獣が山から里に近寄らせない対策として、農地と山すその境界周辺に広い範囲で有害獣侵入防止柵を設置することを協議会（自治会）と継続して協議を進めている。	● 有害獣侵入防止柵を設置するには、協議会（自治会）に設置と維持管理に大きな労力が伴うので、設置の必要性を理解して合意形成を図ること。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 捕獲等に関する取組<br/>町、猟友会、自治会と連携しながら、猟友会と地元自治会役員による罾の見回り（集落捕獲事業）の定例化を行う。また、大型獣捕獲用機材によるニホンジカ、イノシシ等の個体数調整の強化及び効率的な捕獲のため、センサーカメラ等のICT機器を活用する。</li> <li>● 追い払いや防護柵の設置等に関する取組<br/>侵入防止柵の設置や農業者自らの有害鳥獣被害防止施設設置を奨励する。</li> <li>● 生息環境管理その他の取組<br/>里山付近の緩衝帯整備の推進や農地内の誘引物（残飯等）を除去の呼びかけを行う。</li> </ul> |
|---|

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 有害鳥獣駆除について、坂城町有害鳥獣駆除対策協議会で計画決定をしてから坂城町猟友会に委託し、個体数調整を計画的に行う。
- 県の集落捕獲隊支援事業を活用し、駆除に協力可能な自治会・農業者によるわなの見回りを行い、地域ぐるみによる有害獣捕獲を積極的に行う。
- 鳥獣被害対策実施隊は、町猟友会役員会の推薦を尊重して任命する。
- 巻狩りや止めさしなどの際に、大型獣等を安全かつ効率的に捕獲するためライフル銃が必要となる。使用に際しては安全射撃大会等を通じて、安全性の確保及び事故防止に取り組む。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イノシシ、ニホンジカはくくり罠、箱罠による捕獲で個体数調整を行う。また、ICT（情報通信技術）を活用し、効率的な捕獲を行う。</li> <li>● ハクビシンについて、年々増える家屋侵入等の生活被害、果樹の食害に対してより有効な捕獲方法、被害防止施設（電気柵・金網柵等）の設置方法について研究していく。</li> <li>● 有害鳥獣駆除員の高齢化問題に対応するため、若手を駆除員に登用し、育成するよう努力する。また、県の集落捕獲隊支援事業を活用して地域ぐるみで罠による捕獲を推進していく。</li> <li>● ツキノワグマについて、農作物に執着している、人里に出没している個体に関しては、クマ用の捕獲檻を用いて捕獲を行う。また、捕獲を実施する際には、ICT（情報通信技術）を活用し、効率的な</li> </ul>

		捕獲を行う。
9	イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イノシシ、ニホンジカはくくり罠、箱罠による捕獲で個体数調整を行う。また、ICT（情報通信技術）を活用し、効率的な捕獲を行う。</li> <li>● ハクビシンについて、年々増える家屋侵入等の生活被害、果樹の食害に対してより有効な捕獲方法、被害防止施設（電気柵・金網柵等）の設置方法について研究していく。</li> <li>● 有害鳥獣駆除員の高齢化問題に対応するため、若手を駆除員に登用し、育成するよう努力する。また、県の集落捕獲隊支援事業を活用して地域ぐるみで罠による捕獲を推進していく。</li> <li>● ツキノワグマについて、農作物に執着している、人里に出没している個体に関しては、クマ用の捕獲檻を用いて捕獲を行う。また、捕獲を実施する際には、ICT（情報通信技術）を活用し、効率的な捕獲を行う。</li> </ul>
10	イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イノシシ、ニホンジカはくくり罠、箱罠による捕獲で個体数調整を行う。また、ICT（情報通信技術）を活用し、効率的な捕獲を行う。</li> <li>● ハクビシンについて、年々増える家屋侵入等の生活被害、果樹の食害に対してより有効な捕獲方法、被害防止施設（電気柵・金網柵等）の設置方法について研究していく。</li> <li>● 有害鳥獣駆除員の高齢化問題に対応するため、若手を駆除員に登用し、育成するよう努力する。また、県の集落捕獲隊支援事業を活用して地域ぐるみで罠による捕獲を推進していく。</li> <li>● ツキノワグマについて、農作物に執着している、人里に出没している個体に関しては、クマ用の捕獲檻を用いて捕獲を行う。また、捕獲を実施する際には、ICT（情報通信技術）を活用し、効率的な捕獲を行う。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
● イノシシは、他の有害鳥獣に比べ農作物被害、水田、畑の掘起こしの苦

- 情が農業者、住民から多く寄せられるため、計画的に捕獲していく。
- ニホンジカは、主に林業被害、山すそを利用したリンゴ等の果樹の被害（若芽の食害、幹の皮剥ぎ）が常態にあるため、県の特定鳥獣保護管理計画に基づいて、積極的に必要頭数を捕獲していく。
  - ハクビシンは、捕獲自体が難しく、計画通りに実績が上がらない。この現状を踏まえ捕獲計画数を変更して、取り組んでいく。
  - ツキノワグマは、農作物に執着している、人里に出没している個体は、計画的に捕獲していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	60	60	60
ニホンジカ	240	240	240
ハクビシン	10	10	10
ツキノワグマ	3	2	2

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

- 捕獲等の取組内容
- 若手捕獲従事者確保のため、狩猟免許取得に対し、町の有害鳥獣駆除対策協議会の助成制度を継続していく。また、実施隊の任命については、町猟友会員から積極的に若手を起用していく。
  - イノシシ、ニホンジカについては、年間を通して（猟期は除く）檻・くくり罠・銃による捕獲を町内全域で行う。また、罠の見回り等はICT（情報通信技術）を利用し、効率的に行う。
  - 自治会や農業者の力を借り、地域ぐるみでくくり罠等による捕獲事業を行う。
  - ハクビシンについて、苦情に応じて檻による捕獲を町内全域で随時行い、駆除を積極的に行う。
  - ツキノワグマについて、農作物に執着している、人里に出没している個体に関しては、クマ用の捕獲檻を用いて捕獲を行う。また、捕獲檻の見回り等はICT（情報通信技術）を利用し、効率的に行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

鳥獣被害対策実施隊員により、イノシシ、ニホンジカ等の個体数調整を計画的に行うため、捕獲の実施予定時期、予定場所を随時協議して取り組む。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
坂城町	ニホンジカ（オス・メス）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気柵等設置者に対し資材費 1/3 補助</li> <li>● 侵入防止柵の設置 金網＋トタン柵 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町地区 L=550m</li> <li>・新地地区 L=315m</li> <li>・網掛地区 L=120m</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気柵等設置者に対し資材費 1/3 補助</li> <li>● 侵入防止柵の設置 金網＋トタン柵 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鼠地区 L=500m</li> <li>・北日名地区 L=500m</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気柵等設置者に対し資材費 1/3 補助</li> <li>● 侵入防止柵の設置 金網＋トタン柵 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鼠地区 L=500m</li> <li>・北日名地区 L=500m</li> </ul> </li> </ul>

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	協議会（自治会）が定期的な見回りを行い、維持管理をする。		

ニホンジカ ツキノワグマ	
-----------------	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議会（自治会）が侵入防止柵の設置を推進するように協議を重ね、山すその荒廃農地の保全管理を徹底するよう促していく。（草刈り、山との境目の緩衝帯設置、放置果樹の除去等）</li> <li>● 自治会や農業者が集落捕獲隊支援事業を行う際や有害鳥獣予防施設補助金の申請時に併せて、被害防止に関する知識普及のためのチラシ等を配布していく。</li> <li>● 動物用駆逐花火等を用いて、人里に近付く有害獣の追い払いを行う。</li> </ul>
8	イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議会（自治会）が侵入防止柵の設置を推進するように協議を重ね、山すその荒廃農地の保全管理を徹底するよう促していく。（草刈り、山との境目の緩衝帯設置、放置果樹の除去等）</li> <li>● 自治会や農業者が集落捕獲隊支援事業を行う際や有害鳥獣予防施設補助金の申請時に併せて、被害防止に関する知識普及のためのチラシ等を配布していく。</li> <li>● 動物用駆逐花火等を用いて、人里に近付く有害獣の追い払いを行う。</li> </ul>
10	イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議会（自治会）が侵入防止柵の設置を推進するように協議を重ね、山すその荒廃農地の保全管理を徹底するよう促していく。（草刈り、山との境目の緩衝帯設置、放置果樹の除去等）</li> <li>● 自治会や農業者が集落捕獲隊支援事業を行う際や有害鳥獣予防施設補助金の申請時に併せて、被害防止に関する知識普及のためのチラシ等を配布していく。</li> <li>● 動物用駆逐花火等を用いて、人里に近付く有害獣の追い払いを行う。</li> </ul>

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

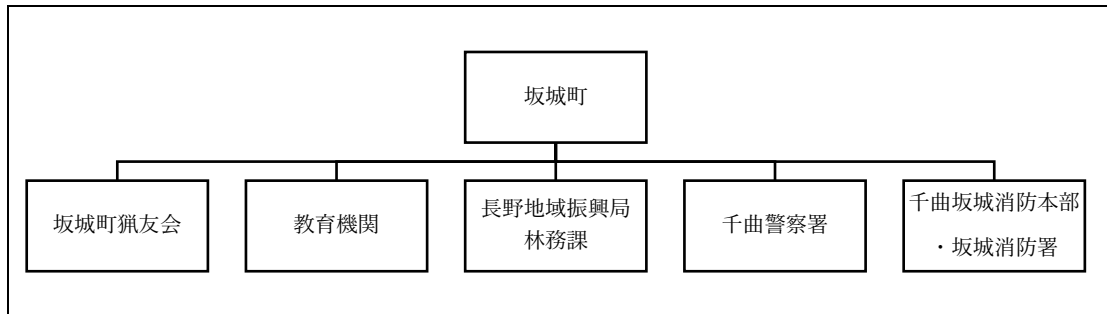
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
坂城町	全体の総括・コントロール、情報収集、注意喚起、関係機関・施設への連絡、交通整理、パトロール、捕獲の実施、緊急銃猟の実施
坂城町猟友会 (鳥獣被害対策実施隊)	パトロール、捕獲の実施
教育機関	保護者への連絡、休校・集団下校等の検討・実施
千曲警察署	パトロール、警備・交通整理、注意喚起
千曲坂城消防本部・坂城消防署	救護、注意喚起
長野地域振興局 林務課	市町村業務支援、情報収集

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

町内の埋設穴で適切な埋設処理をする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在予定はない。
ペットフード	現在予定はない。
皮革	現在予定はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現在予定はない。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

すでに取り組んでいる市町村の施設活用について研究していく。
-------------------------------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

すでに取り組んでいる市町村の施設活用と併せて研究していく。
-------------------------------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	坂城町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
坂城町 商工農林課	事務局、被害状況の把握、捕獲補助
ながの農業協同組合	被害状況の把握、被害対策の助言
長野県農業共済組合	被害状況の把握、被害対策及び共済制度の助言
坂城町猟友会	捕獲の実施、被害対策の指導・助言
坂城町農業委員会	被害状況の把握、被害対策の助言
坂城町林業委員会	被害状況の把握、被害対策の助言
坂城町教育委員会	被害状況の把握、被害対策の助言
千曲警察署	危険被害防止指導、捕獲補助、被害対策の助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記

入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野地域野生鳥獣被害対策チーム（長野地域振興局林務課・ながの農業農村支援センター）	被害対策の相談受付・助言・指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

坂城町鳥獣被害対策実施隊		役割
隊長	商工農林課長	実施隊統括
副隊長	農林整備係長	隊長補佐
隊員	坂城町猟友会、町職員	捕獲の実施

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域の被害防止施策について、町商工農林課、長野地域振興局林務課、町猟友会、農業委員会、有害鳥獣対策資材販売者との意見交換会を定期的に行い、被害防止施策の実施体制について検討する。
---

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村（上田市、千曲市）と連携し、広域的な被害防止対策等を検討していく。
--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月27日付け7森推第1212号同意